

5歳児から小学校低学年をひとまとまり とした教育課程の方向性について

中間報告

平成30年10月

幼小の一層の円滑な接続を図るための教育課程の研究・開発委員会

目 次

1	委員会の設置とその役割	1
2	研究・開発する教育課程の在り方と基本的な枠組	1
3	研究・開発する教育課程の方向性	3
4	研究・開発する教育課程に応じた環境	5
5	研究・開発する教育課程に応じた教材・教具	6
6	今後の取組	7
7	資料	8

1 委員会の設置とその役割

平成 29 年度に東京都教育委員会が設置した「小学校教育の現状と今後の在り方検討委員会」においては、平成 32 年度から全面実施となる新小学校学習指導要領を踏まえ、「授業の質の向上と授業時数の確保」、「小学校入学時の不適応状況への対応」、「教員の働き方改革」など、小学校教育の抱える様々な課題について議論が行われ、その解決策として「就学前教育と小学校教育との一層の円滑な接続」、「教育の質の向上」、「教員の働き方改革」などを柱とした提言が示された。

とりわけ、「就学前教育と小学校教育との一層の円滑な接続」については、「幼児の資質・能力について検証を行う」ことや「幼児・児童の実態に応じて、5 歳児から小学校低学年をひとまとまりとした教育課程を研究・開発する必要がある」ことなどが提言された。また、「東京都教育委員会においては、本提言を基に教育課程等を具体化するとともに、効果検証の方法等を明らかにするなど、今後も更なる検討を行っていくことを期待する」ことが、今後の方向性として示された。

この提言を受け、東京都教育委員会では、就学前教育と小学校教育との一層の円滑な接続を図るための教育課程の研究・開発を行うことを目的として、新たに「幼小の一層の円滑な接続を図るための教育課程の研究・開発委員会（以下、「本委員会」という。）」を設置した。

本委員会においては、研究・開発する 5 歳児から小学校低学年をひとまとまりとした教育課程（以下、「研究・開発する教育課程」という。）の方向性について、教育課程、学校制度、調査分析を専門とする学識経験者等による検討を行うとともに、その結果を具体的な教育課程や教材・教具等の開発へ反映できるように報告をまとめることとした。

2 研究・開発する教育課程の在り方と基本的な枠組

（1） 教育課程の在り方

平成 29 年告示の幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針（以下、「新幼稚園教育要領等」という。）では、就学前施設における 3 歳以上の幼児の教育・保育に関するねらい及び内容が共通のものとして示されるとともに、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が新たに位置付けられた。

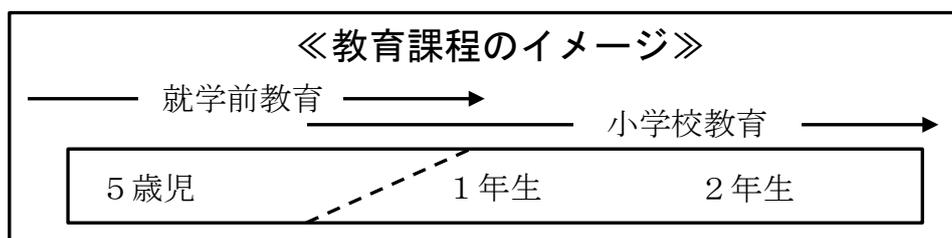
一方、新小学校学習指導要領の総則においても、教育課程の編成に当たっては、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえた指導の工夫が求められる

ている。特に、小学校入学当初においては、幼児期において自発的な活動としての遊びを通して育まれてきたことが、各教科等における学習に円滑に接続されるよう、生活科を中心に、合科的・関連的な指導や弾力的な時間割の設定など、指導の工夫や指導計画の作成を行うことが求められている。

このようなことを踏まえ、研究・開発する教育課程は、多様な生活経験や遊びを通じた学びを積み重ねてきた幼児が、小学校での学習や生活を意欲的に進めることができるようにすることが大切であると考え。そこで、本委員会では、就学前教育と小学校教育との一層の円滑な接続と、幼児・児童の資質・能力の更なる育成を図ることを目指すこととした。

(2) 教育課程の基本的な枠組

就学前教育と小学校教育との一層の円滑な接続と、幼児・児童の資質・能力の更なる育成を図るためには、より幼児・児童の成長や実態に応じた指導等の工夫を図る必要がある。そのためには、就学前施設と小学校との校種を超えて、5歳児から小学校低学年をひとまとまりとした教育課程を編成することが効果的であると考え。(下図参照)



研究・開発する教育課程の方向性を定めるに当たり、「指導内容」、「指導時期」、「指導方法及び指導体制」、「指導時間」の四つの柱から検討を重ね、それぞれ以下の枠組を基本とした。

○ 指導内容

「育成を目指す資質・能力」を基に指導内容を位置付け

○ 指導時期

遊びを通じた学びにより、学習の素地を育てる中で、教科の内容につながる活動や学習を導入

○ 指導方法及び指導体制

幼稚園教員と小学校教員との複数体制で指導

○ 指導時間

教科の内容に関わる指導時間は、幼児・児童の実態や指導の内容に応じて柔軟に設定

3 研究・開発する教育課程の方向性

(1) 指導内容について

- 「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」について、全ての保育・教育活動を通してスパイラルに育む。

新幼稚園教育要領等及び新学習指導要領に示された育成を目指す三つの資質・能力については、全ての保育・教育活動を通して偏りなく育むものであることは言うまでもない。特に、課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等や、主体的に学習に取り組む態度は、様々な活動や学習を通して繰り返し指導し、育んでいくことが大切である。

- 「知識及び技能」については、幼児・児童の実態（興味・関心、発達、経験等）に応じた内容を位置付ける。

各教科等における知識及び技能は、それぞれの特質に応じた内容で系統性の高いものとなっているため、その習得状況の個人差が大きくなっている。そこで、幼児・児童の実態に応じて、適切な時期に適切な内容を位置付けていく必要がある。

- 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえ、「文字・言葉」、「数量・図形」、「自然」を核とする。

知識及び技能の内容を位置付ける際には、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」として示された10項目の中から、幼児が既に多くの経験を積んでいることが予想され、かつ系統性の高い内容である「文字・言葉」、「数量・図形」、「自然」を研究・開発の核とすべきであると考えられる。

(2) 指導時期について

- 幼児・児童の実態に応じて、知識及び技能を指導したり、繰り返し活用を図ったりする時期を位置付ける。

実態調査等を基に、幼児・児童の既存の経験や既に身に付けている資質・能力について明らかにした上で、実態に応じて、指導する時期や繰り返し活用する時期を位置付けていくべきである。

- 幼児・児童の成長・行動記録等を基に、学習の素地の育成状況を判断し、指導の時期を決定する。

教員による幼児・児童の成長・行動記録等を基に、「概ね学習の素地が育っている」と判断できる時期に、教科の内容につながる活動や学習を導入していくべきである。

(3) 指導方法及び指導体制について

- 指導内容及び指導時期に応じて、幼稚園教員と小学校教員とが協働で指導を行う。

指導に当たっては、幼稚園教員と小学校教員による複数指導体制が望ましい。指導内容及び指導時期に応じて、それぞれの役割分担を明確にし、指導することが効果的である。

- 幼児・児童の実態や指導の場面に応じて、一斉やグループ、個別の活動や学習などを柔軟に組み合わせる。

幼児・児童の学び方は多様である。それぞれの実態や指導の場面に応じて、学級全体での一斉活動や学習、グループでの協働活動や学習、個別でじっくりと取り組む活動や学習などを組み合わせることが大切である。

(4) 指導時間について

- 小学校以降の学習の素地を育む活動、知識及び技能を活用する学習、発展的な学習等も充実させることができるように、時間を設定する。

学習の素地となる活動、知識及び技能を習得・活用する活動や学習、発展的な学習等、個に応じた学びが充実するように、指導の時間を設定することが大切である。

《数量・図形に関する指導内容・時期・体制のイメージ》

※網掛けは小学校の内容

内容		時期		5 歳児					6 歳児
		I 期 (4~5月)	II 期 (6~9月上旬)	III 期 (9月中旬~10月)	IV 期 (11~12月)	V 期 (1~3月)	小学校第一学年		
数量・図形	数の概念 (個数)	<ul style="list-style-type: none"> ・数を数える。 ・複数のものどうしを対応させる。 		<ul style="list-style-type: none"> ・ものものを対応させて、ものの個数を比べる。 ・個数を正しく数える。 ・数の大小を考え、数直線の上に表す。 ・数を十を単位としてみる。 ・具体物をまとめたり数えたり等分したりする。 					
	数の概念 (順序)	<ul style="list-style-type: none"> ・数を数える。 ・並べたものを数える。 ・ものを数えながら順番に並べる。 ・いろいろな順番で並ぶ。 ・指示された順番で並び、自分が何番目か分かる。 							<ul style="list-style-type: none"> ・順序を正しく数える。
	素地となる活動	<ul style="list-style-type: none"> ・遊びの中で数を数える、量を比べる、いろいろな図形に関心をもつ。 ・遊びに応じて必要な表示を考えたり数字を積極的に取り入れたりする。 ・日常生活に必要な数字、標識などに興味や関心をもち、すすんで使う。 							
指導体制		幼稚園教員							小学校教員

4 研究・開発する教育課程に応じた環境

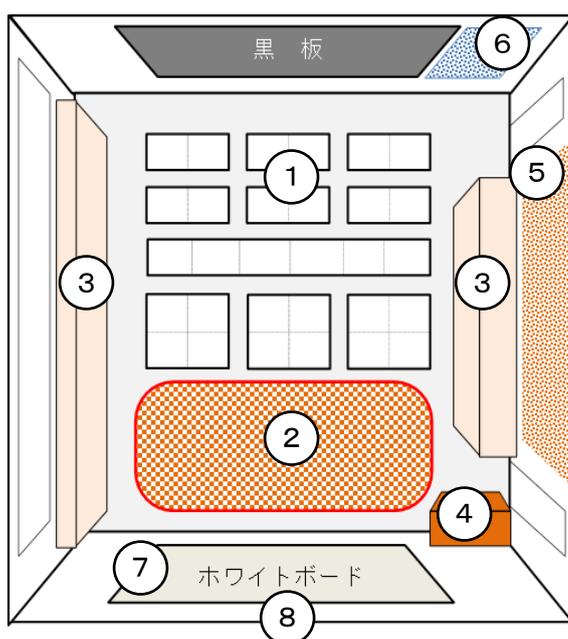
小学校の生活のきまりや学習の仕方などは、就学前施設と大きな違いがあり、小学校入学当初はそのことに不安や戸惑いを覚える児童もいる。そのため、幼児・児童の不安や戸惑いを少しでも和らげるとともに、研究・開発する教育課程を効果的に実践できる環境を整備する必要がある。

(1) 保育室と教室の橋渡しの役割を果たす「学びの部屋(仮)」の設置

- 一斉の活動や学習が可能な机・黒板等の配置や、グループ、個別の活動や学習が可能なオープンスペースを配置する。
- 研究・開発する教育課程に応じて、小学校の学習につながる活動や教科の内容に関する学習等、幼児・児童の活動や学習を含め、様々な場面で積極的に活用する。
- 幼児・児童の実態や指導の場面に応じて、柔軟に使用できるようにする。使用頻度は、5歳児途中から徐々に高くなり、5歳児V期（1月～3月）をピークとし、その後徐々に低くなることが想定される。

(2) 学びの部屋のイメージ

- 幼児・児童が安心して自己を発揮できる環境(選択できる学びの場、見通しをもてる掲示物等)とする。
- 幼児・児童が主体的に学びに向かうことができる環境(協働的に学ぶための学習形態、教材・資料の常設等)とする。



- ① 学習の場（一斉活動）
- ② 学習の場（個別・グループ活動）
- ③ 学習や活動に関わる教材等
- ④ 子供の関わりを促す遊び道具
- ⑤ 学びの作品・記録
- ⑥ 学びのスケジュール
- ⑦ 教室後方のホワイトボード
- ⑧ プロジェクター

5 研究・開発する教育課程に応じた教材・教具

就学前教育では、幼児に身近な素材を活用したり、幼児の実態に応じて教師が作成したりするなど、就学前施設における遊びや生活に応じた多種多様な教材を使用している。一方、小学校教育では、教科書を中心的な教材として使用するとともに、教科書の特質や系統性に対応した市販の教材なども使用している。

このようなことを踏まえ、研究・開発する教育課程に応じた教材・教具を整備するには、就学前教育と小学校教育との校種を超えて、より幼児・児童の実態に応じた指導を行うことができるように工夫していく必要がある。

(1) 指導内容及び指導時期に応じた教材・教具の活用

- 指導内容及び指導時期に応じて、就学前教育と小学校教育の教材・教具を使い分け、より効果的に活用することが望ましい。そのためには、学びの部屋には両方の教材・教具を準備しておく必要がある。
- 研究・開発した教育課程の指導内容や、実際に指導する教員の必要性等に応じて、新たな教材・教具を開発していくことも考えられる。

(2) 開発に当たっての留意点

- 幼児・児童の発達段階に応じた具体物・半具体物とする。
- 木や布等の自然素材でできたものなど、安心・安全なものとする。
- 幼児・児童が多様な使用方法で学べるものとする。

6 今後の取組

(1) 実態調査の実施及び効果検証に向けた指標の作成

より幼児・児童の実態に応じた教育課程を編成するためには、例えば、就学前施設及び小学校における幼児・児童の活動や学習・生活の状況、教員の指導状況、保護者の意識等の調査・分析を行うことが求められる。

また、研究・開発した教育課程の効果を検証するためには、例えば、幼児・児童の調査結果について、個人差や就学前施設での経験等を考慮した分析をするなどして、効果検証の基礎となる指標を作成しておく必要がある。

《実態調査の例》

- 幼児・児童の活動や学習・生活等に関する実態調査
それぞれの年齢に応じて既に身に付いていることや、学びに向かう力、興味・関心等について把握する。
- 保護者の就学前施設・小学校に対する意識調査
就学前教育や小学校教育についてのニーズ及び不安等について把握する。
- 教員の指導等に関する実態調査
幼児・児童の実態、指導・環境への工夫、適応状況の有無等について把握する。

《効果検証の指標作成に向けた取組例》

- 小学校における学力の分析
学力に関する各種の調査結果について、個人差や就学前施設での経験等を考慮した分析を行う。

(2) 研究・開発する教育課程例の作成

本委員会における議論を基に示された研究・開発する教育課程の方向性及び、今後実施する実態調査の結果を踏まえ、具体的な研究・開発する教育課程の参考例を作成していくことが必要である。

(3) 成果の発信

東京都教育委員会においては、広域行政を担う立場から、研究・開発した教育課程の成果を都内の各自治体及び全就学前施設・小学校に提供し、広くその成果を発信することが求められる。今後、成果の発信の具体的な方策について検討することが必要である。

7 資料

幼小の一層の円滑な接続を図るための教育課程の研究・開発委員会 設置要項 (設置)

第1 「小学校教育の現状と今後の在り方検討委員会」による提言を受け、就学前教育と小学校教育との一層の円滑な接続を図るための教育課程の研究・開発を行うことを目的として、幼小の一層の円滑な接続を図るための教育課程の研究・開発委員会（以下「研究・開発委員会」という。）を設置する。

なお、研究・開発委員会において協議した内容については、別途、東京都教育委員会が指定するモデル地区において実践を進めていく。

(設置期間)

第2 研究・開発委員会の設置期間は、委員会が設置された日から平成31年3月31日までとする。

(地区委員会の設置)

第3 研究・開発委員会の協議を受け、モデル地区における教育課程の実践・具体化について検討を行うために、教育課程の研究・開発モデル地区委員会（以下「地区委員会」という。）を設置する。地区委員会については、別途定める。

(構成)

第4 研究・開発委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

- 一 委員長
- 二 副委員長
- 三 委員

2 委員長は、大学教授等の職にある者とする。

3 副委員長は、東京都教育庁指導部長の職にある者をもって充てる。

4 委員は、別表に掲げる者とする。また、委員長は、必要に応じて臨時委員を委嘱することができる。

(運営等)

第5 研究・開発委員会の運営等は、次のとおりとする。

(1) 委員長は、研究・開発委員会を招集し、主宰する。

(2) 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の出席を求めることができる。

(3) 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(4) 研究・開発委員会は、6回程度開催する。

(会議及び会議録)

第6 研究・開発委員会の会議は、原則として非公開とする。ただし、研究・開発委員会の会議要旨については、原則として公開するものとする。

(庶務)

第7 研究・開発委員会の庶務は、東京都教育庁指導部義務教育指導課において処理する。

(補則)

第8 この要項に定めるもののほか、研究・開発委員会の運営に必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要項は、平成30年4月2日から施行する。

幼小の一層の円滑な接続を図るための教育課程の研究・開発委員会 委員名簿

区分	職 名	氏 名	備 考
学 識 経 験 者	白梅学園大学大学院 特任教授	無 藤 隆	委員長
	玉川大学 教授	坂 野 慎 二	
	国立教育政策研究所 総括研究官	山 森 光 陽	
教 育 庁 関 係 者	指導部長	宇 田 剛	副委員長
	指導部義務教育指導課長	栗 原 宏 成	
	総務部教育政策担当課長	児 玉 大 祐	
モ デ ル 地 区 関 係 者	荒川区教育委員会 学務課長	小 堀 明 美	
	荒川区教育委員会 指導室長	瀬 下 清	

事 務 局	指導部主任指導主事（小学校教育改革担当）	毛 利 元 一	事務局長
	指導部義務教育指導課統括指導主事（幼児教育）	秋 田 博 昭	事務局次長
	指導部義務教育指導課指導主事	久 家 さ や 加	
	指導部義務教育指導課指導主事	吉 田 博	